

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく

前払式支払手段の払戻しのお知らせ

令和5年9月28日23時59分をもちまして、サントリーグリーンプラスアプリのサービスを終了させていただきます。資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、「グリーン Pay」の未使用残高の払戻しをいたしますので、期間内に申出をお願いいたします。

記

○払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

サントリー食品インターナショナル株式会社

○払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

グリーン Pay

○払戻しの申出期間

令和5年9月29日（金）0時00分から令和5年12月27日（水）17時00分まで

※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。

○申出の方法

（1）グリーンプラスアプリにアクセス。

（2）同アプリ内に表示されるポップアップ内の「詳しくはこちら」をタップ。

（3）入力フォーム内で、お客様のお名前・メールアドレスを記入して送信後、申出受付となります。

（4）後日ご入力いただきましたメールアドレス宛に返金のご案内メールが届きます。

（5）届きましたメール内の URL より振込口座情報を入力し、送信してください。

○払戻しの方法

弊社にて、所定の手続き後、お客様の銀行口座に振込送金をいたします。

なお、振込手数料は、弊社にて負担いたします。

○払戻しに関する問い合わせ先

グリーンプラス事務局

0120-434-310

※受付時間：平日9時～17時（土・日・祝日及び年末年始を除く）

以上

サントリー食品インターナショナル株式会社

令和5年9月28日